

中心市街地公有地基本構想等検討業務委託に係る公募型プロポーザル参加事業者の公募について

中心市街地公有地基本構想等検討業務委託に係るプロポーザル参加事業者を次のとおり公募します。

平成 30 年 5 月 7 日

大分市長 佐藤 樹一郎

1 事業目的

本市の中心市街地に位置する荷揚町小学校が「大分市立小中学校適正配置基本計画」に基づき、新設の碩田学園に統合され平成 29 年 3 月に閉校し、地元団体から「荷揚町小学校の跡地・跡施設の利活用に関する要望書」が提出され、子どもの遊び場や防災機能をあわせた地区公民館の建設等により、地域活性化や中心市街地のにぎわいづくりの要望がされたところである。また、JR 大分駅周辺の好立地に、大分駅南土地区画整理事業の実施に伴い生まれた、本市所有の大規模公有地 22 街区と 54 街区についても、今後の中心市街地の魅力ある発展に資する利活用が望まれている。これらの公有地については、民間活力の活用も視野にいれ、中心市街地の魅力の創造に資する活用施策を早急に検討する必要がある。このような中、本市では平成 29 年度に利活用の可能性について調査を実施し検討を進めているところである。

本業務は、前記調査結果も踏まえ、中心市街地における公有地の整備方針を検討するとともに一体的な基本構想を策定するために、事業の実現可能性や事業手法等の比較検討、民間意向調査等必要な検討を行うとともに、P F I 等民間活力の活用について実現の可能性等を調査するものである。

2 事業概要

(1) 業務名

中心市街地公有地基本構想等検討業務委託

(2) 事業内容

別紙「中心市街地公有地基本構想等検討業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(4) 委託期間

契約締結日（平成 29 年 6 月下旬予定）から平成 31 年 3 月 15 日まで

(5) 提案上限額

15,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、参加申込書の提出日において、次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（平成 12 年大分市告示第 477 号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 大分市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (4) 公告日から契約候補者特定の日までの間のいずれの日においても、大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 24 年大分市告示第 377 号。以下「排除措置要綱」という。）に基づく排除措置期間中でないこと。
- (5) 公告日以前 3 月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (7) 過去に地方公共団体等が発注したもので、下記に記載する①及び②の履行実績があること。
 - ① 公有地の利活用基本構想等の検討に関する業務
 - ② 民間活力活用の可能性調査に関する業務

4 参加資格の審査

(1) 平成 30 年 5 月 21 日（月）正午までに次の書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

- ① 参加申込書（様式第 2 号）
- ② 会社の概要が分かる書類（任意様式、パンフレット可）
- ③ 履行実績が分かる書類（事業実績表及び契約書（履行期間、契約金額、契約者の押印等が確認できるページ）の写し等）
- ④ 納税証明書（「市税完納証明書」及び国税庁の発行する「納税証明書その 3 の 3」）

ただし、大分市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査要綱（平成 17 年大分市告示第 1700 号）により、入札参加資格の認定を受けている者は提出不要。

(2) 提出期限までに参加申込書等を提出しない者又は参加資格がないと認められた者は、当該プロポーザルに参加することができない。

(3) 提出者への通知

参加資格の確認結果は、参加申込書の参加資格を確認し、参加資格の有無に関わらず、

平成 30 年 5 月 24 日（木）までに、全提出者に書面にて通知する。

5 選定方法

選定するにあたり、参加者を公募し、参加申込をした者の中から参加資格を確認したうえで、提案書の提出を依頼するとともに、プレゼンテーション・ヒアリングを実施し、選定委員会による審査を行い、選定委員が採点した合計得点を集計し、最高得点者を候補者として選定する。

6 手続き

(1) 担当部局

〒870-8504 大分市荷揚町 2 番 31 号 大分市役所本庁舎 5 階

企画部企画課公共施設マネジメント推進室 担当者：松木、生野、平川

TEL：097-585-6020（直通） FAX：097-534-6182 メール：management@city.oita.oita.jp

(2) 事業者選定までの予定スケジュール

	項 目	期 間 等
1	公募開始	平成 30 年 5 月 7 日（月）
2	質問書の提出期限	平成 30 年 5 月 11 日（金）17 時 15 分まで
3	質問書に対する回答	平成 30 年 5 月 16 日（水）
4	参加申込書の提出期限	平成 30 年 5 月 21 日（月）正午まで
5	参加資格確認結果の通知	平成 30 年 5 月 24 日（木）
6	提案書の提出期限	平成 30 年 5 月 31 日（木）17 時 15 分まで
7	プレゼンテーション・ヒアリング実施	平成 30 年 6 月 5 日（火）予定
8	選定結果の通知・公表	平成 30 年 6 月 8 日（金）予定
9	契約内容の調整	平成 30 年 6 月 8 日（金）～

① 実施要領及び仕様書の入手方法

実施要領等については、市のホームページからダウンロードすること。

② 質問及び回答

質問期限：公告日から平成 30 年 5 月 11 日（金）17 時 15 分まで

質問方法：質問書（様式第 1 号）により、電子メールにて受け付ける。

回答方法：平成 30 年 5 月 16 日（水）までに、質問内容と合わせ、質問者名等を伏せて、市のホームページ上で回答する。

③ 参加申込書の提出

提出期限：平成 30 年 5 月 21 日（月）正午まで（必着）

提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る）による。

提出部数：各 1 部

④ 参加資格確認結果の通知

参加申込書の参加資格を確認し、参加資格の有無に関わらず、結果を全提出者に書面により通知する。

併せて、参加資格を満たす者に対して、提案書等の提出を依頼する。

通知日：平成 30 年 5 月 24 日（木）

⑤ 提案書の提出

提出書類：別紙要領を参照

提出期限：平成 30 年 5 月 31 日（木）17 時 15 分まで（必着）

提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る）による。

提出部数：正本 1 部 副本 10 部（正本 1 部以外はコピー可とする。）

※内容の確認が困難な場合は、カラーで作成すること。

⑥ プレゼンテーション

実施日時：平成 30 年 6 月 5 日（火）（予定）

※ 場所及び日時については、後日、別途通知

⑦ 選定結果の通知・公表

選定結果は、全提案者へ書面により通知する。

併せて、市のホームページにおいて、契約候補者名を公表する。

通知日：平成 30 年 6 月 8 日（金）（予定）

7 参加者の欠格事由

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本実施要領に違反があった場合
- (3) 公正に欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) その他、選定委員会が不相当と認めるとき

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

委託業務の実施にあたり関連する法令等を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託

業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上業務の一部を委託することができるものとする。

(3) 個人情報保護

大分市個人情報保護条例に基づき、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

また、本業務により取得した個人情報は、業務終了後直ちに市に引き渡すものとする。

(4) 守秘義務

業務委託を行うにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

9 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は、A4 判縦の左綴じ 2 穴ファイル綴で横書きとする。
資料の作成上、A3 判を利用した方が確認しやすい場合は、A3 判の利用は可。
- (3) 提出された書類は理由の如何に問わず返却しない。
- (4) 提案書提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。
- (5) 参加事業者が 1 社であっても本プロポーザルを実施し、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該参加事業者を契約の相手方として選定する。
- (6) 提出された書類等は、大分市情報公開条例に基づき、公開することがある。

10 その他

詳細は、「中心市街地公有地基本構想等検討業務委託に係るプロポーザル実施要領」によるものとする。